

地域密着型通所介護重要事項説明書

1. 法人の概要

法人名	株式会社 CARICO
代表者職名・氏名	代表取締役社長 大橋 真里子
所在地	滋賀県近江八幡市池田本町 316 番地
電話・FAX	(0748) 37-3181・(0748)37-3185
法人の理念	要介護高齢者等の生き甲斐や日常生活機能の低下の防止と在宅介護者の支援に寄与し、福祉の増進と明るいまちづくりの推進を図る。
法人の形態	株式会社
設立	平成 17 年 12 月 1 日
従業員数	9 人 (常勤 4 人・臨時職員 5 人)
事務所営業時間	8 : 30～17 : 30
休日	日曜日

2. 当事業所の概要

(1) 居宅サービス事業所の指定番号及び地域密着型通所介護提供地域

事業所名	多世代型通所事業所 里
所在地	近江八幡市小田町字西ノ木戸 79 番 16
介護保険事業者番号	2 5 9 0 4 0 0 2 5 1
地域密着型通所介護介護を提供する地域	近江八幡市内全域

(2) 当所の概要

地域密着型通所介護介護施設の型	自社物件
営業時間	8 : 30～17 : 30
サービス提供時間	9 : 30～16 : 40
特別サービス提供時間	時間外は別途相談に応じます
サービスの休日	日曜日、12 月 30 から 1 月 3 日

(2) 当事業所が提供する地域密着型通所介護についての相談窓口及び営業日時

電話	(0748) 26-1050
FAX	(0748) 26-8790
営業日	毎週月曜日～土曜日

休日	日曜日、12月30日から1月3日
相談窓口担当	大橋 裕也 ・ 志井 和美

(4) 当事業所の概要および特徴

サービスの特徴： 精神的、身体的障害があっても多世代の家庭的な空間の中で自分らしさを失わない個々の対応をします。楽しい時間を仲間と過ごす事で笑顔が生まれ、こころの疲れを癒すサービスを提供します。

利用定員	18人	
施設の概要	食堂兼機能訓練室：66.68 m ²	相談コーナー：5.17 m ²
	静養室：8.69 m ²	脱衣所：9.26 m ²
	浴室（2ヶ所）：6.08 m ²	事務所：14.39 m ²
	便所（洋式2ヶ所）：7.4 m ²	
	送迎車：4台	

(5) 当事業所の介護関係従業員（令和8年3月1日現在）

	常勤	非常勤		業務内容
管理者 (サービスの提供責任者)	1人(兼務)			従業員の業務等管理 通所介護計画の作成及び確認
生活相談員	2人(兼務)			利用者又は家族からの 相談や連絡調整を行う
介護職員	3人(内1人兼務)	2人		利用者の介護を行う
機能訓練指導員	非常勤2人 (看護師)			ADLの減退防止訓練を行う
職員の性別	女性 7人 男性 1人			

(6) 地域密着型通所介護の内容

- 入浴の提供（家庭浴）○ 食事の提供
- 生活等に関する相談等
- 健康状態の確認
- その他利用者等に必要な日常生活上の世話
- 送迎

(7) サービス提供担当者の性別指定 不可

(8) 対象年齢 40歳～64歳 65歳以上

3. 地域密着型通所介護の利用

地域密着型通所介護利用開始

- ① 当所職員がお伺いし、地域密着型通所介護重要事項説明書に基づいて地域密着型通所介護についての説明を行います。
- ② 当所の地域密着型通所介護に同意して頂いた場合、地域密着型通所介護の契約を締結後、地域密着型通所介護計画を作成し、利用者やその家族に同意を得ます。
なお、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って地域密着型通所介護計画を作成します。
- ③ 当所は利用者に地域密着型通所介護の提供を開始します。
- ④ 当所職員は、地域密着型通所介護計画作成後も、実施状況を把握し、利用者やその家族にも配慮し、介護支援専門員と協議した上、必要に応じて地域密着型通所介護の変更を行います。
- ⑤ 利用者は、いつでも地域密着型通所介護計画の変更を申し出ることができます。
この場合、当所は、利用者やその家族の希望等に基づいて、介護支援専門員と協議した上、地域密着型通所介護計画を変更いたします。
- ⑥ 当所は、地域密着型通所介護計画の変更を介護支援専門員と協議した上、利用者やその家族にその内容を説明し、同意を得た上で、新たな地域密着型通所介護計画に基づき地域密着型通所介護の提供を開始します。

地域密着型通所介護の終了

- ① 利用者の都合により終了する場合
2週間の予告期間をおき書面でお申し出くだされば、いつでも契約を解除することができます。ただし、急病による入院等、やむを得ない場合は、この限りではありません。
- ② 当所の都合により終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、地域密着型通所介護の提供を終了する場合、終了1ヶ月前までに書面で通知するとともに、利用者のご利用居宅介護支援事業者への連絡、地域の他の地域密着型通所介護事業者への紹介をはじめ必要な援助を行います。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に終了いたします。
 - 利用者が介護保険施設に入所された場合
 - 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合
 - 利用者の死亡された場合

④ その他

当所が、正当な理由もなく地域密着型通所介護を提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やその家族等に社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当所が破産した場合、利用者は書面で契約解除を通知することによって即座に終了することができます。

また、利用者が提供した地域密着型通所介護の利用料等の支払いを1ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催促したにもかかわらず2週間以内に支払われない場合、利用者やその家族が当所や当所の従業員に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、当所は書面で契約解除を通知することによって即座に終了することができます。

4. 地域密着型通所介護利用料等

地域密着型通所介護利用料は下表のとおりです

① 介護保険給付対象

単位数単価（10.14 円）

サービス内容／種類		算定項目	1日金額（円）
地域密着型通所介護	7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	7 6 3 5
地域密着型通所介護		要介護 2	9 0 2 4
地域密着型通所介護		要介護 3	1 0 4 6 4
地域密着型通所介護		要介護 4	1 1 8 8 4
地域密着型通所介護		要介護 5	1 3 3 0 3
地域密着型通所介護	5 時間以上 6 時間未満	要介護 1	6 6 6 1
地域密着型通所介護		要介護 2	7 8 6 8
地域密着型通所介護		要介護 3	9 0 8 5
地域密着型通所介護		要介護 4	1 0 2 7 1
地域密着型通所介護		要介護 5	1 1 4 9 8
地域密着型通所介護	4 時間以上 5 時間未満	要介護 1	4 4 2 1
地域密着型通所介護		要介護 2	5 0 8 0
地域密着型通所介護		要介護 3	5 7 3 9
地域密着型通所介護		要介護 4	6 3 7 8
地域密着型通所介護		要介護 5	7 0 4 7
入浴介助加算（Ⅰ）		一日につき	4 0 5
入浴介助加算（Ⅱ）		一日につき	5 5 7
介護職員処遇改善加算Ⅲ		1ヶ月のご利用単位数に 8%を掛けた 単位数 に上記の単位数単価をかけた金額	

※ 利用金額を合計し算出し90%介護保険により給付、10%自己負担

※ 一定所得以上の方で標準の2割または3割負担の場合もあります

※ 入浴介助加算・・・入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定される。

※ 介護処遇改善加算Ⅰ・・・介護職員の低賃金改善及び離職防止の為の加算。

② その他自己負担対象

- 1) 昼食代 630 円・おやつ代 120 円／1 日
- 2) 行事に関わる費用は実費 但し参加不参加は任意
- 3) 趣味活動費・教養娯楽費実費・・・おむつ代実費

料金支払方法

月末締め、翌月 20 日請求、月末に徴収、徴収後 5 日以内に領収書発行
支払いは銀行引き落とし又は現金等

キャンセル料

利用者のご都合で利用を中止される場合、下記の利用料金をお支払いいただく場合があります。ただし、急病による入院等、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。

ご利用前日までに通知いただいた場合	不要
ご利用当日 9：00 以降に通知をいただいた場合	食費 750 円

○利用料等の滞納について

利用料、その他の費用の支払いについて、支払期日から 1 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの催促から 2 週間以内にお支払いがない場合、契約を解除した上で未支払い分をお支払いいただくことになります。

5. 緊急時・事故時の対応方法

地域密着型通所介護の提供中に容体の悪化・その他事故や緊急事態が生じた時は、事前の打ち合わせにより主治医、親族に連絡し管理者に報告すると共に、利用者に係る居宅介護支援事業者や市町村に連絡をいたします。

6. 健康上の理由による中止

次の事由に該当する場合、利用中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ① 風邪、感染症（インフルエンザ、ノロウイルス、コロナウイルス等）、病気の際はサービスの提供をお断りすることがございます。
- ②健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止することがあります。また、利用中に体調悪くなった場合も、サービスを中止することがあります。これらの場合、ご家族様に連絡の上、適切な対応を致します。必要に応じて、速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

(注) サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし定員分の予約が入っている日は振り返ることができませんのでご了承ください。

7. 損害賠償

利用者に対して当方の責任において賠償すべきことが起こった場合は、利用者に賠償いたします。

8. 秘密保持と個人情報の保護について

○利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の従業者である者は、地域密着型通所介護を提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

○個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良なる管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

9. 地域密着型通所介護に関する相談・要望・苦情等

○利用者の相談・要望・苦情担当

地域密着型通所介護に関するご相談・要望・苦情を受け承ります。

担当部署	多世代型通所事業所 里
担当	大橋 裕也 ・ 志井 和美
電話	(0748) 26 - 1050
相談時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
休日	日曜日、12月30日から1月3日

○その他の苦情申し入れ先

滋賀県国保連合会 苦情相談 TEL (077) 510-6605

近江八幡市福祉保険部介護保険課 TEL (0748) 33-3511

10. 利用に際しての留意事項

居室・設備	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂くことがあります。
喫煙	施設内は禁煙の為、喫煙はお断りします。

迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品管理	所持品については事業所内のロッカーで保管します。 (タオル・下着・歯ブラシ等)
貴重品	貴重品については保管いたしません。持ち込みはご遠慮下さい。
宗教活動	施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

1 1. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

1 2. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

1 3. その他の事項

当施設では、ボランティアや介護実習生を受け入れています。時には介護に当たる場合がありますが、法律に定められたものや県の方針によるものであり、介護者育成または理解を広めるためのものでありますので、ご承知下さい。

1 4. その他

- ◎ この重要事項説明書は大切に必ず保存してください。
- 非常災害時の発生の際にその事業を継続することが出来るよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めます。
- 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し研修の機会を確保します。
- 事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業者は暴力団員でなく、またその支配も受けません。

上記、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者

〈事業者名〉 株式会社 CARICO

〈所在地〉 近江八幡市池田本町 316

〈代表者〉 代表取締役 大橋 真里子 印

説明者

〈氏名〉 印

私は、本書面に基づいて、上記重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

〈利用者氏名〉 印